

## 浜松市ふれあいセンターに設置する図書に関する管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市ふれあいセンター条例(平成24年浜松市条例第75号。以下「条例」という。)で規定する浜松市ふれあいセンター(以下「センター」という。)に設置する図書に関する業務について必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 センターは必要に応じ、図書室(図書コーナーを含む。以下同じ。)を設置することができる。

### (図書の施設内閲覧)

第3条 センターに備え付けの図書(以下「図書」という。)をセンター内で閲覧しようとする者は、図書室で閲覧しなければならない。

### (図書のセンター外貸出)

第4条 ふれあいセンター所長は、浜松市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者に対して、図書の貸出し(以下「センター外貸出し」という。)を行うことができる。

### (貸出申込書の提出)

第5条 センター外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ貸出申込書をふれあいセンター所長に提出しなければならない。

### (貸出券)

第6条 ふれあいセンター所長は、前条に規定する貸出申込書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、貸出券を交付する。

2 貸出券の有効期間は、発行の日から5年間とする。

3 貸出券の交付を受けた者は、これを必要としなくなったときは、遅滞なくふれあいセンター所長に返納しなければならない。

4 貸出券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5 貸出券の交付を受けた者は、貸出券を紛失したとき又は貸出申込書の記載事項に変更があったときは、遅滞なくふれあいセンター所長に届け出なければならない。

### (貸出手続)

第7条 貸出券の交付を受けた者は、センター外貸出しを受けるときは、貸出券を係員に提示しなければならない。

2 図書のセンター外貸出冊数は6冊以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、ふれあいセンター所長が必要であると認めるときは、この限りでない。

( 細則 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に廃止前の浜松市立公民館条例施行規則（平成 1 7 年浜松市教育委員会規則第 5 0 号。）の規定により次の表の左欄に掲げる浜松市立公民館において貸出券の交付を受けた者は、それぞれ同表の右欄に掲げるふれあいセンターにおいて第 6 条の規定により貸出券の交付を受けた者とみなす。

浜松市立光明公民館	浜松市光明ふれあいセンター
浜松市立熊公民館	浜松市熊ふれあいセンター
浜松市立上阿多古公民館	浜松市上阿多古ふれあいセンター
浜松市立下阿多古公民館	浜松市下阿多古ふれあいセンター
浜松市立浦川公民館	浜松市浦川ふれあいセンター